

## 地域ICT推進協議会「ワークショップ要綱」

### (目的)

第1条 地域ICT推進協議会（以下「協議会」という。）が目的とする、新しい産業活動の創造とICT関連産業の集積・活性化並びに地域社会・経済の発展等を進めるため、会員が、自主的に組織するワークショップにより、調査・研究・実践活動（以下「調査など」という。）を行う取り組みを促進するとともに、設置されたワークショップが必要とする活動経費を適正に負担することを目的とする。

### (活動内容)

第2条 会員は、協議会活動に関係するテーマに関し、専門的・具体的な調査などを行うため、ワークショップを結成するものとする。

2 前項のワークショップが行った活動の成果はワークショップに帰属するものとする。

### (調査などのテーマの募集)

第3条 協議会はワークショップが行う調査などのテーマについて会員から募集する。

2 ワorkshopで調査などを行う希望がある会員は、別記様式により、企画書を幹事会に提出する。

3 企画書はワークショップの代表者から提出するものとする。

4 企画書の提出があったときは、幹事会でその内容を審査し、活動経費の負担の可否について通知するものとする。

5 調査などを行うためワークショップを結成したい会員は、企画書の案を作成し、事務局の協力を得て会員に対してワークショップへの参加者を募集することができる。

### (調査などの期間)

第4条 調査などを行う期間は協議会の事業年度によるものとする。ただし、幹事会の承認を得て、延長することができる。

### (ワークショップの結成)

第5条 ワorkshopは2会員以上により構成する。

### (代表)

第6条 ワorkshopには構成員の互選により、代表者を置くものとする。

### (報告)

第7条 ワorkshopの活動については総会などにおいて報告するとともに、

幹事会の求めがある場合には、すみやかに活動状況について報告するものとする。

(活動経費の負担)

第8条 ワークショップの活動に必要な以下の経費については、協議会が負担するものとする。

- (1) 会議費
- (2) 資料購入費
- (3) 外部講師の旅費および謝金
- (4) その他活動に必要な経費

2 協議会が負担する経費は、1ワークショップ当たり15万円以内とする。ただし、予算の範囲内とする。

3 外部講師の講演などで適当なものについては、ワークショップの構成員以外の会員も聴講できるよう配慮するものとし、その場合の経費については協議会が負担することができるものとする。

4 協議会は、ワークショップの活動が次の各号に該当するときは、経費の全部または一部を返還させることができる。

- (1) 活動経費の使途が適切でない場合
- (2) ワークショップが活動を中止または終了した場合

(その他)

第9条 前各号に掲げるもののほか、ワークショップの活動および経費の負担について必要な事項については、幹事会で決定するものとする。

(付則)

この要綱は、平成19年5月21日から施行する。